

○総務省令第七十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十三日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

6 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第五号中「水域」とあるのは「区域」と、第四条第一項第十二号中「（船上通信局を除く。）」とあるのは「（船上通信局を除き、陸上移動業務に係る実用化試験局を含む。）」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。